

森町告示第156号

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、下記の通り告示する。

令和6年12月24日

森町長 岡嶋 康輔

記

1 契約担当部局

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町144番地1
森町農林課林務係 電話 01374-7-1086

2 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 件名 | 町有林皆伐木(パルプ材)売払 |
| (2) 売払物品の概要 | 別紙素材配置図、材積総括表、材積計算表のとおり |
| (3) 売払物品の引渡場所 | 森町字三岱(作業道沿集積場) |
| (4) 売払物品の引渡期間 | 売払代金納入の翌日から令和7年3月31日まで |

3 入札参加資格

- ・森町競争入札参加資格者名簿(物品等)の樹木に登録があり、森町内に本店又は営業所を置く事業者であること。
- ・伐採にあたって森林に関する法令の手続きを適正に行って伐採した木材を供給することが可能である「合法木材供給事業者認定」を受けている事業者であること。
- ・個人または法人格を有する者。ただし、下記各号に該当する者の入札は認めない。
 - (1)地方自治法施行令第167条の4各号に該当するもの。
 - (2)会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされているもの。

4 入札関係書類の配布

- (1)この告示の後、告示文及び入札関係書類の様式等は、入札書提出期限まで森町ホームページ(<http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/>)においてダウンロードすることができる。
- (2)上記(1)の方法によるほか森町の休日(平成17年森町条例第2号)(土曜日、日曜日、国民の祝日等)に規定する休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで、第1項に示す契約担当部局においても配布する。
- (3)上記(2)の配布については、印刷物または電子媒体(CD-R等で記録が1回のみ可能なもの)に限る。

以下同じ)による電子ファイルとして記録したものを配布することとし、電子媒体は参加希望者が用意するものとする。

5 入札に関する提出書類等

(1)入札前

・入札申請書

※上記申請書は持参又は簡易書留による郵送にて提出すること。提出先は第1項と同様とし、令和7年1月17日(金)午後1時までを期限とする。

(2)入札時(持参)

・入札書(代理人の場合は委任状必要)

※入札日の午前8時50分から午前9時20分までの間に会場入り口で受付を行う。

(3)落札候補者決定通知後(落札候補者のみ)持参

・一般競争審査書類提出書

添付書類

(個人)住民票謄本、印鑑証明書、身分証明書(本籍地の市区町村の発行する証明書)、合法木材供給事業者認定書(写)

(法人)履歴事項全部証明書、印鑑証明書、役員一覧、合法木材供給事業者認定書(写)

6 入札執行の日時及び場所

(1)日時 令和7年1月24日(金) 午前9時30分

(2)場所 茅部郡森町字御幸町144番地1

森町役場本棟2階 大会議室

7 入札の執行等

入札の執行回数は原則3回とする。

8 落札者の決定方法

最低売却価格以上で最高価格を提示したものを落札候補者とし、入札参加資格の審査後決定する。なお、開札の結果落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2名以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。

9 入札の無効

本告示に示した入札参加資格の無い者のした入札、申請書又は審査書類等に虚偽の記載をした者のした入札及び森町競争入札参加者心得における無効入札に該当した入札は無効とする。

10 契約保証金及び売買代金の支払

(1)契約保証金は免除とする。

(2)売買代金は、契約締結日から30日以内に納付すること。

11 物品内容説明に関する事項

物品内容説明を希望する者は契約担当部局へ連絡の上、日時を決定するものとする。なお、入札申込書の提出をしていない者は、物品内容説明に参加することはできないので留意すること。

12 その他

(1)本入札要領に対する質問等は書面によるものとし、持参又は FAX(01374-2-3244)にて提出すること。提出先は第 1 項と同様とし、令和7年1月15日(水)午後 1 時までを期限とする。また、質問に対する回答は入札の前日まで閲覧に供するほか、森町ホームページに掲載する。

(2)売払物品は、現状有姿(残存物含む)での引き渡しとなるため、現状を確認の上、状態について疑義が生じないようにすること。現地での職員による説明を希望する場合は事前に電話連絡をし、予約をすること。なお、入札後の異議不服申し立ては一切認めない。

(3)町は、売払物品について契約不適合責任を負わない。また、引き渡し後に隠れた契約不適合があることを発見しても売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

(4)入札に参加するものは、別紙の森町競争入札参加者心得を承知すること。

(5)町長が必要と認めるときは、入札を延期、中止または取り消すことがある。

(6)本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

(7)所有権について、売買代金が完納された時移転するものとする。

(8)その他記載のない事項においては、別途協議を行うものとする。

13 不当介入に対する報告・通報等

(1)買受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報をし、捜査上必要な協力を行わなければならない。この場合において、警察に通報を行ったときは、速やかに事実関係を書面により売渡人により報告しなければならない。

(2)買受人は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程が遅れる等の被害が生じた場合は、売渡人と協議を行うものとする。

(3)売渡人は、買受人が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく売渡人への報告又は警察への通報を行ったと認められるときは、町の規則等に基づく措置を講ずることがある。